

令和 元 年 1 2 月 2 6 日

平成 30 年（ワ） 4 2 0 6 号損害賠償請求事件

平成 31 年（ワ） 1 1 3 9 号損害賠償請求反訴事件

原 告（反訴被告・選定当事者）

: 津 崎 尚 道 (印)

原 告（選定当事者）: (印)

原 告（選定当事者）: (印)

被 告（反訴原告）: 神原 元、宋 惠燕

被 告: 神奈川弁護士会、姜 文江

準 備 書 面 8

横浜地方裁判所第 4 民事部御中

本書の構成は、次のとおりである。先ず原告らの甲号証の番号訂正を行い、次に前
日、原告らが予告した求釈明申立書、調査嘱託依頼書の提出理由を明らかにすると
に、神原弁護士らの懲戒請求書事案と反訴主張における最高裁判決が失当であること、
加えて、原告らが未陳述の、被告らの違法性、不当性を主張立証する。なお、神原
の請求の趣旨追加申立書に対する認否については、請求の趣旨追加の訂正申立書と
書類として原告らに送達されたのが 1 2 月 1 2 日であったことにより、本書では『全面的
争う』として、次の書面以降で認否を明らかにする。

第 1 : 前回提出の甲号証の訂正について。

前回期日に提出した甲号証と、求釈明書に付属の甲号証間に重複があったので、次のよ

うに訂正する。

求釈明書に付属の被告神奈川弁護士会の日付補正依頼書類を甲 2 1 号証の正とし、前回期日に提出の甲 2 1 号証のうち、神奈川新聞の WEB 記事の写しを甲 2 2 号証と読み替えを行い、さらに本書以降における甲号証は 2 3 号証からとする。

第 2：求釈明が必要となる理由。

本、第 2 では、上記の必要性について立証主張をおこなうとともに、前々回期日までの【不審者】の陳述妨害によって陳述が不可能であった、被告らの違法行為を明らかにするものである。

1) 求釈明書にある、日付の加筆変造を行った者の特定が必要な理由－ 1。

そもそも、本訴の請求原因は、訴状にあるように『本件懲戒請求の内容の当否に係る被告弁護士会による調査・審議に必須でない原告らの個人情報(氏名及び住所)に関し、墨塗等のマスキングをするといった簡便な保護措置さえ怠ったまま、対象弁護士の被告神原元(以下「被告神原」という)、被告宋惠燕(以下「被告宋」という)及び被告姜文江(以下「被告姜」といい、この 3 名を併せて「被告三弁護士」という)を含んだ対象弁護士へ当該個人情報を無条件に交付し(以下「本件無条件交付」という)』(訴状 2 頁、請求の原因、第 1)によって懲戒請求書送付者が被告ら弁護士らより、金員要求書面を送付されるという不法行為の結果、損害が発生したことが発端である。

その懲戒請求書が何者かによって変造されたとしたら(現に日付変造がなされている)、変造を行った者は、原告ら懲戒請求書送付者に、(金員要求書面送付、提訴等により)損害を与える意図をもって、変造を行ったことにほかならず、これは弁護士自治を根幹から破壊する重大犯罪行為であり、よって、原告らは求釈明書に『変造文書が出回っているとすれば大問題である。』と記述したのであるから、求釈明によって、如何なる人物がこの変造を行ったかが特定される事は本件、請求の原因の審理において絶対的に必要となる事案である。

2) 求釈明書にある、日付の加筆変造を行った者の特定が必要な理由－ 2。

さらに被告神奈川弁護士会は、弁護士という法律職を統括、監督することを条件に、弁護士自治を委託されているのであるから、かかる変造行為を行った者が、会の構成員

1 である弁護士であるか、あるいは神奈川県弁護士会内部職員かを特定する必要があること
2 は論を待たない。

3 3) 求釈明書にある、日付の加筆変造を行った者の特定が必要な理由－3。

4 加えて、神奈川県弁護士会はそのホームページ、甲 2 号証の『 弁護士について | 神奈
5 川弁護士会 』にあるように、懲戒請求の説明において（2 頁、『3. 懲戒請求』部分）、
6 『裁判と異なり、懲戒請求者が当事者となるものではありませんので、ご注意ください。』
7 （下線は本書で付加）としながら、現実には、被告三弁護士らから、提訴を前提とする、
8 金員要求書面が送付され、さらに、原告準備書面 4 の 1 1 頁（9 行～16 行、項目 17）
9 にあるように、懲戒請求書送付者が神原弁護士に提訴されている状態は、完全に【懲戒
10 請求書送付者が当事者】となっているのであって、左記は概ね、民法 9 4 条の、『相手
11 方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。』の逆類型に相当することを含め、同
12 書面 4 において『後日の制度変更後の処理手続きを適用したのは（法の遡及適用の類型
13 であるから）、法律職を統括する組織として有り得ない不当処理といえる。以上を鑑み、
14 制度の遡及適用についての被告神奈川県弁護士会の合理的な見解を示すことを求める。』
15 としたのであって、懸る矛盾状態生じさせた、つまり、神奈川県弁護士会が説明する内容
16 と、現実が完全に相反する状態の原因となった、加筆変造者の行為は懲戒請求の制度自
17 体を萎縮させるものであるから、この不正状態が正されることが必須であると思料し、
18 本訴提起に及んだのであるから、求釈明によって日付変造者の特定がなされることは本
19 件審理に必須であることは間違いない。

20 4) 求釈明書にある、日付の加筆変造がどの段階で行われたかの特定が必要な理由－1。

21 懲戒請求書が被告神奈川県弁護士会に送達された場合、同会がいかなる手続きを経て懲
22 戒請求書を受け付けたとするのかの詳細、つまり、受付印の押印とその日付等の処理が、
23 まだ明らかになっていないのであって、もし、正式に受理されていない段階での懲戒請
24 求書の複本や抄本が被告ら弁護士に渡されたとなれば個人情報保護法違反の犯罪行為
25 であるうえに、弁護士自治を担保するための懲戒制度が悪用されたこととなるのである
26 から、弁護士自治の根幹に係る大問題である。

27 もとより、懲戒請求書送付者の個人情報懲戒請求書の対象者（以降「請求書対象者」
28 という）に渡ること自体が個人情報保護法違反であり、さらに、左記が正規の手続きを

1 経ることなくなされたとすれば、被告神奈川弁護士会の悪質性が加重されるのであって、
2 以上の個人情報保護法と本訴請求原因との間には密接不可分の関係があるから、同会の
3 個人情報保護法違反について項を改めて説示する。

4 第3：被告神奈川弁護士会の行為が個人情報保護法違反にあたる事実。

5 本項における神奈川弁護士会の個人情報保護法違反については、反訴に対して争ってい
6 る『原告A 第一準備書面』に、神奈川弁護士会の違法性を示す内容が的確に指摘されて
7 いるので、以下に該当部分の援用をおこなう。

8 引用開始：

9 第2 ～会規に基づく通常の手続きとの弁解関連～

10 (1) 通常イコール適法ではないこと

11 被告弁護士会は、懲戒請求者の住所氏名という個人情報を対象弁護士に横流しすること
12 が、「会規に基づいて、通常の手続きとして行われているところである。」と主張するが、
13 何ら適法かつ正当であることの根拠となっていない。単に、違法な会規に基づく個人情報
14 漏洩が常態化していることを自白しているだけである。違法なことを通常やっているから
15 といって、それが違法でなくなるわけではない。

16 (2) 法や会規が住所氏名の通知を定めていない趣旨～請求者の保護

17 会規（丙2）によれば、対象弁護士に対して通知しなければならない事項に、懲戒請求
18 者の住所氏名は含まれていない（26条2項）。当然である。被告弁護士会が説明するよ
19 うに、懲戒請求は弁護士会の懲戒権の発動を促す申立てであり、調査の端緒にすぎない。
20 懲戒手続きは、あくまで弁護士と所属弁護士会との間の法律関係であることから、懲戒請
21 求者は懲戒手続きにおける当事者とはいえない（被告書面8頁下3行～9頁3行目）。し
22 たがって、懲戒請求者の住所氏名を対象弁護士に知らせる必要は無い。

23 知らせる必要が無いどころか、逆に、懲戒請求者を守るために、対象弁護士に知らせて
24 はならない要秘匿事項である。このことは、対象弁護士が法律事務所でパワハラやセクハ
25 ラをしていることを懲戒事由としている場合を考えれば、容易に理解できるはずである。
26 懲戒請求は「なんぴとも」行うことができるから（弁護士法58条1項）、パワハラやセ
27 クハラの訴えがあったからといって、ただちに被害者本人が訴えたかどうかはわからず

（家族や同僚が訴えることもあり得るから）、その限りで懲戒請求者は守られる。しかし、懲戒請求者の住所氏名が対象弁護士に筒抜けになるならば、到底安んじて懲戒請求することはできない。「よくも懲戒請求したな」と、意趣返しでさらなるパワハラを受けるのが目に見えているからである。懲戒請求は公益通報の一種であるから、通報者の個人情報は固く守られなければならない。

そうであるから、弁護士法はもちろん被告弁護士会の会規にも、懲戒請求者の住所氏名を対象弁護士に通知するとは定められていないのである。

（３）違法な会規

弁護士法上、綱紀委員会がすべきことは「事案の調査」である（５８条２項）。これを受けて被告弁護士会会規２６条２項二号は、対象弁護士に、「事案」を通知することを定めている。対象弁護士は、「事案」が知らされなければ防御活動を行うことができないから、当然、必要な通知事項であり、ここは問題ない。

同会規が違法なのは、同号のカッコ書きに「（懲戒請求書又は懲戒請求書の副本又は謄本を添付することをもって代えることができる。）」とある部分である。「懲戒請求書又は懲戒請求書の副本又は謄本」には、「事案」のみならず、懲戒請求者の住所氏名が記載されているから（丙２、会規２１条１項一号）、このカッコ書きにより、本来秘匿しなければならない懲戒請求者の個人情報が対象弁護士に開示されるという、あってはならない事態が起こるのである。このカッコ書きが「懲戒請求者の住所氏名印影を黒塗りした懲戒請求書の抄本」であれば問題は無かったであろう。しかし被告弁護士会は、敢えて懲戒請求書又はその副本又は謄本と規定し、個人情報漏洩を常態化させる違法な会規を制定したのである。

（４）会規に基づかないリスト作成と交付

しかも本件では、被告弁護士会が、「事案」を通知するために、会規のカッコ書きに従って、懲戒請求書又はその副本又は謄本を添付する方法によったがために、事案のみならず住所氏名までもが対象弁護士に知らされてしまった、というだけではないのである。

何と、被告弁護士会は、わざわざ懲戒請求者の住所氏名を打ち込んだリストを別途作成し、これをそのまま対象弁護士に交付したのである。甲１９は被告神原に交付したリスト、甲２０は訴外嶋崎量に交付したリストである。そのようなリストを添付してよいなど、会規２６条２項二号は規定していない。つまり、「会規に基づいて」さえもない、完全に

1 違法な個人情報漏洩である。

2 (5) 小結

3 よって、会規に基づく通常の手続きであるから適法かつ正当であるとの被告弁護士会の
4 弁解は失当である。

5 : 引用終了

6 上記引用部分にあるように、神奈川弁護士会は懲戒請求書の複本、謄本の無条件開示と
7 いう個人情報保護法違反に加え（懲戒請求書送付者の）不必要なリストまで作成し、対象
8 者に個人情報を開示しているのであって、左記は明らかな違反行為にあたる上に、以下に
9 引用する部分において、個人情報を違法開示することによって、懲戒請求の制度と、懲戒
10 請求制度を前提とする弁護士自治を破壊しているのである。

11 引用開始：

12 第2 ～必要性、合理性の主張関連～

13 1 全体について

14 (1) はじめに

15 全て全面的に争う。全体として、不当な懲戒請求によって対象弁護士が不利益を被る弊
16 害を述べ、だから懲戒請求者の住所氏名を通知する必要があると言いたいようである。し
17 かし、そのような弊害を防止するために、懲戒委員会の審査に付する前段階として、いわ
18 ば「ふるい」の役割を果たすべきものとして、綱紀委員会の調査の制度が設けられている
19 のであるから、そのようなことは個人情報を通知してよい理由にならない。

20 (2) 綱紀委員会の調査の前置の制度趣旨

21 弁護士法案を可決した国会で、制度趣旨の説明がなされている。曰く「現行法において
22 は弁護士の懲戒裁判がありますが、これを廃止して、弁護士会内に懲戒委員会を設けまし
23 た。弁護士に非行があった場合には何人も懲戒の請求をなすことができることにして、國
24 民に対する責任追及にこたえることとしたのであります。その反面、みだりに懲戒請求の
25 弊を防止するため、綱紀委員会の調査の結果に基き懲戒委員会を開くことにいたしましたので
26 あります。」（甲イ1号証、官報 第五回国会衆議院会議録第二十六号。）

27 綱紀委員会を前置することによる弊害の防止については、最高裁平成23年7月15日

判決（橋下徹氏 VS 光市母子殺害被告弁護団）の竹内行夫裁判官の補足意見でも重ねて説かれていた（甲 5 の 4 ～ 5 頁）。

したがって、弊害のおそれは綱紀委員会が適切に「ふるい」の役割を果たせば防止できるのであるから、弊害のおそれがあることを理由に、懲戒請求者の住所氏名をいきなり対象弁護士に通知する必要があるとは言えない。

（3）10 年前に可能だった会規改正

このたびの「大量懲戒請求」においては、まったく同じ「事案」について、被告弁護士会が被告三弁護士に 9 回も同じ弁明を求めており（甲イ 7、8）、明らかに不適切である。対象弁護士に負担がかかったとすれば、それは被告弁護士会の綱紀委員会が、役割を適切に果たさなかったことに起因するものである。それが会規に拠ったからだといえるのであれば、会規に明らかな欠陥があったものである。

今日、マスメディアやインターネットの発達により、弁護士に関する情報を多数人が瞬時に共有することが出来、このような大量懲戒請求がありえることは、前記最高裁平成 23 年判決の橋下徹氏と光市事件弁護団の事件によって、早くからわかっていたことである。同事件で弁護団に対する懲戒請求が殺到したのが平成 19 年、一審判決は平成 20 年である。つまり 10 年も前である。その時に適切に会規を改正しておけば、今回のように一般の懲戒請求者が訴えられて多大な損害をこうむることはなかった。

被告弁護士会は、適時適切に会規を改正するなどして、綱紀委員会の制度趣旨にかなう運用をすべきであったのにこれをしなかった怠慢を棚に上げて、懲戒請求者の個人情報を横流しにすることを正当化するなど、もっての外である。

：引用終了

第 4：神奈川弁護士会が個人情報保護法違反行為をもって弁護士自治を破壊していることについての小結。

1) 改めて述べるまでもなく、個人情報保護法 15 条では『個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。』とされていて、加えて、16 条では『個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。』と規定されているのである。

2) 翻って上記を本件に当てはめた場合、個人情報保護法取扱い事業者（神奈川弁護士会）が、弁護士懲戒の端緒に過ぎない、つまり利用目的がそのものが存在しない、懲戒請求書送付者の個人情報、必要もないのにあえて請求書対象者に開示し、つまり懲戒請求書は、重ねて主張するが、弁護士懲戒の端緒であるから、請求の内容と請求者数が分かれれば事足りるのに、個人情報開示を行ったのは、悪質な目的外使用にあたり、神奈川弁護士会の違法行為が加重される。

さらに、同会は上記援用部分にあるとおり『まったく同じ「事案」について、被告弁護士会が被告三弁護士に9回も同じ弁明を求めており（甲イ7、8）、明らかに不適切』なのであるから、これは弁護士会自らが懲戒請求制度の処理において不適切運用、つまり綱紀委員会が機能しない状態を作出している状態といえ、この点においても同会の悪質性が加重されるのである。

ただし、上記の9回もの、弁明による損害は神奈川弁護士会と被告三弁護士“間”の問題であるから、被告三弁護士らが懲戒請求書送付者に賠償を求めることは筋違いであり、全くもって失当であることを付言しておく。

3) 加えて本人の懲戒請求書送付者の同意を得る事無くリスト化を行って請求書対象者のみならず(提訴の証拠とするときには閲覧制限、秘匿処置を行うべく指導を行わないで)裁判所の記録等の開示させているのであるから、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、つまり、懲戒請求における目的である『綱紀委員会の調査』に必要な範囲を超えて世間一般に開示したのであるから、左記はどうみても懲戒請求書送付者に対する害意をもってなされた行為と断定せざるを得ないし、弁護士自治について責任を負うべき弁護士会が上記のような違法行為を行うことは弁護士自治の破壊行為にあたると断言できる。

以上3項目が『神奈川弁護士会が個人情報保護法違反行為をもって弁護士自治を破壊していること』についての結論であり、前、第3の『被告神奈川弁護士会の行為が個人情報保護法違反にあたる事実。』を含めてが、前回期日に原告立山徹（以後「原告立山」という）が主張した、神奈川弁護士会の個人情報保護法違反についての総論である。

加えて、求釈明書の証拠である甲21にある、『懲戒請求に係る補正の依頼』についてであるが、個人情報保護法違反行為のみならず、日付補充の依頼書があったり、ないケースがあったり、どれが真性の手続きか不明の状態で、左記のような神奈川弁護士会の懲戒請求書に対する対応は杜撰きわまりなく、法律職を統括する組織として全く不当であるこ

とも付言して、同会は法律を扱う組織として不適であることをもって、本、第4の主張とする。

第5：調査嘱託依頼にある調査が必要となる理由。

本項では前回期日に原告津崎が調査の必要性について明らかにすると陳述した内容を文書化するものである。

1) 調査嘱託依頼によって被告三弁護士収入が明らかにされるべき理由－1。

被告三弁護士は神奈川弁護士会のリストや違法提供された懲戒請求書送付者の個人情報悪用し、通知書なる金員要求書面を懲戒請求書送付者らに送付して『各弁護士1名につき慰謝料5万円、合計15万円を請求します。』と慰謝料を請求し、百万円単位の金員をせしめたうえに『合意に応じて頂けない場合には、横浜地方裁判(ママ)に損害賠償請求訴訟を提起することになります。その場合は、各弁護士1名につき慰謝料金50万円、合計150万円を請求する予定です』として訴訟を提起し、さらに、本件本訴が提起されると反訴原告らひとりあたり億単位の反訴を提起し、それでも飽き足らず、今回、『請求の趣旨追加申立』をしているのであり、懸る損害を主張する神原弁護士、宋弁護士が懲戒請求書事案でどれほどの損害を受け、その内のどれほどの部分が金員要求書面送付の結果補填されているか、収入の面から明らかにされることは当然である。

2) 調査嘱託依頼によって被告三弁護士収入が明らかにされるべき理由－2

被告三弁護士は3名で共謀して同一書面に連名で通知書なる金員要求書面を懲戒請求書送付者に送付したうえに、そのうち神原弁護士は『訴訟前に和解が成立した方を除き最終的には請求者全員に裁判所までお越し頂きたいと思う。』(甲23号証)と、和解者以外の全員に対して訴訟の提起を予告しており、この場合、同一書面に連名であることを勘案すれば3名が各々、懲戒請求書送付者(合意に至っていない)に対する訴訟を企図しているのであろうから、相互受任による提訴が強く想定され、現に大量懲戒請求書事案では調査嘱託依頼にある、一部弁護士らが、相互受任による提訴を行っているから、この場合、弁護士費用の相殺は弁護士職務規定の第30条に『弁護士は、事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない』とされている以上、当然、委任契約書が作成され、その中に相殺条項が記されるか、記され

1 ていないのであれば相互受任による収入増が記載されているべきことに加え、相殺事項
2 が記されていない場合の収入増に対しての納税の義務を果たしているかも、法律職とし
3 て厳に求められるべきであるから、被告三弁護士^{【以外】}の収入が明らかにされるべきである。

4 3) 調査嘱託依頼によって被告三弁護士^{【以外】}の収入が明らかにされるべき理由－1

5 本件、被告三弁護士ら以外にも、被告神奈川弁護士会所属の訴外嶋崎量弁護士は懲戒
6 請求書送付者に対して提訴を行っており、左記は神奈川弁護士会の個人情報保護法違反
7 を利用して、相互受任により当横浜地方裁判所に訴訟を提起して、不正な賠償金を得て
8 いるのであるから、その不当な賠償金額を所得額から算出することは本件の審理につい
9 て必須の事案である。

10 もちろん、本訴の原告らは通常人であっても、賠償金については非課税であることを
11 認識しているのだが、賠償金に、計算上必要経費に算入される金額を補てんするための
12 金額が含まれている場合には、その補てんされた金額に相当する部分については、各種
13 所得の収入金額となるのであるから、税務申告は必要であるし、取りも直さず、違法な
14 状態で取得した個人情報をもとに神奈川弁護士会所属の弁護士らがどれほどの所得を
15 得たかが明らかにされることは、原告ら、すなわち懲戒請求書送付者の損害額の確定に
16 必要であるから、被告三弁護士^{【以外】}の収入も明らかにされるべきである。

17 4) 調査嘱託依頼によって被告三弁護士^{【以外】}の収入が明らかにされるべき理由－2

18 本書で縷々主張したように、弁護士会の個人情報保護法違反と、その個人情報を利用
19 しての不当提訴が調査嘱託依頼書の各（訴外の者を含む）弁護士により提起され、各訴
20 訟係属において左記弁護士らは神奈川弁護士会が作成したリストを閲覧制限や秘匿処置
21 も講じないまま、証拠として使用しており、かかる個人情報保護法違反行為によって、
22 原告ら、すなわち懲戒請求書送付者に損害が生じているのであるから、その損害額の算
23 定に必要であり、ゆえに被告三弁護士^{【以外】}の収入も明らかにされるべきである。

24 以上、神奈川弁護士会の個人情報保護法違反により原告ら被害を被っているので、左記
25 に関する損害その他を明らかにされることが、調査嘱託依頼書の内容が調査されるべき理
26 由である。

27 第6：神原弁護士らが主張の根拠とする最高裁判決が失当であること。

1 本項では、本書の第2（の援用）においても一部主張した、神原弁護士らが根拠とする、
2 懲戒請求書事案における最高裁判例がすでに変更されているので、その主張自体が失当で
3 あることについて、前回期日に原告津崎が陳述したものを書面化するものである。

4 1）神原弁護士らが主張の根拠とする最高裁判例が失当である事実。

5 まず、上記被告三弁護士の反訴等の主張の基となっている（反訴状2頁も項目3）、
6 最高裁判決は平成19（西暦2007）年4月24日の判決であるが、その後平成23年7月15日
7 に、最高裁第2小法廷における、いわゆる山口県母子殺害事件懲戒請求事案の判決（平
8 成21年（受）1905号、同1906号事件）によって、大量懲戒請求にかかる受忍限度につ
9 いて判示されているのであり、神原弁護士らはこれを故意に無視しており失当である。

10 2）H23最高裁判決の判決理由が神原弁護士らの不当性を裏付けている事実。

11 上記 H23 最高裁判決の判断は、逆に、神原弁護士に対する懲戒請求書事案における（懲
12 戒請求書送付者への）態様が不法なものであり、かつ、被告三弁護士らの主張が失当で
13 あることの理由が示されているので、判決理由、裁判官意見を引用して原告の弁護士と
14 しての不当性を主張する。

15 上記判決理由には『第1審被告の関与なくしてインターネット上のウェブサイトに掲
16 載された本件書式を使用して容易に懲戒請求をすることができたことが大きく寄与して
17 いるとみることができる。のみならず、本件懲戒請求は、本件書式にあらかじめ記載さ
18 れたほぼ同一の事実を懲戒事由とするもので、広島弁護士会綱紀委員会による事案の調
19 査も一括して行われたというのであって、第1審原告らも、これに一括して反論をする
20 ことが可能であったことや、本件懲戒請求については、同弁護士会懲戒委員会における
21 事案の審査は行われなかったことからすると、本件懲戒請求がされたことにより、第1
22 審原告らに反論準備等のために一定の負担が生じたことは否定することができないとし
23 ても、その弁護士業務に多大な支障が生じたとまでいうことはできない。』（下線は本書
24 で付記）とされているのであって、左記は、被告三弁護士が行った懲戒請求書送付者へ
25 の通知書なるものによる金員要求と、金員を支払わなかった者への提訴が不当行為であ
26 ることの証左であるし、さらに金員要求書面によって数百万円をせしめたうえで、特に
27 神原弁護士の、金員要求に応じなかった女性一人を選び、提訴するなどの態様は、その
28 悪質性が加重されるものであろう。

1 上記の判例及び、懲戒請求書事案以前の不当発言、態様と、さらに懲戒請求書事案に
2 関する神原弁護士の様々の不当行為は、本訴の訴状や、原告準備書面の 4 及び 7 で主張
3 した内容を勘案した結果、原告らは懲戒請求書送付に値すると思料したのであるから、
4 原告らの懲戒請求や本訴提起は適法であり、神原弁護士、宋弁護士らの反訴理由や請求
5 の趣旨追加申立は失当である。

6 さらに上記判決に付帯の裁判官意見においても、反訴原告らの主張が失当であること
7 を裏付ける意見内容があるので、項を改めて、反訴原告【ら】の主張が失当である理由
8 を補強する。

9 5) 最高裁判決の裁判官意見も神奈川弁護士会と反訴原告の不当性を裏付けている事実。

10 上記判決についての、竹内行夫裁判官意見には、『また、「懲戒の事由があると思料す
11 るとき」とはいかなる場合かという点については、懲戒請求が何人にも認められている
12 ことの趣旨及び懲戒請求は懲戒審査手続の端緒にすぎないこと、並びに、綱紀委員会に
13 よる調査が前置されていること ～（中略）～ 懲戒請求者においては、懲戒事由がある
14 ことを事実上及び法律上裏付ける相当な根拠なく懲戒請求をすることは許されないとし
15 ても、一般の懲戒請求者に対して上記の相当な根拠につき高度の調査、検討を求めるよ
16 うなことは、懲戒請求を萎縮させるものであり、懲戒請求が広く一般の人に認められて
17 いることを基盤とする弁護士懲戒制度の目的に合致しないものと考える。』（下線は本書
18 で付記）とされていて、上記の裁判官意見は、神原弁護士らのみならず、神奈川弁護士
19 会の違法性を加重させるものであることを、以下に説示する。

20 まず、神原弁護士らは、前出の『原告 A 準備書面』のうち『3』の、2 頁の『第 1 前
21 段「神奈川デモ関連での虚偽申告申し立て」について』以降、同書 10 頁最後までに詳述
22 されているように、原告津崎の主催するデモに対して、虚偽申告による仮処分申請をお
23 こなうのみならず、同人のツイッター上で違法デモ妨害を推奨、扇動し、あまつさえ、
24 現場において同人自らが、道交法違反等により、刑法 106 条、騒乱罪の 2 項『他人を
25 指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処
26 する。』に相当する違法行為を行っており、これを違法行為として同人に対する懲戒請求
27 書を送付した原告らの行為は、確実に法律的裏付けがあるものといえるから、反訴原告
28 の主張は失当であるし、上記の同人の態様を、看過、黙認して、懲戒に値しないとした、
29 神奈川弁護士会はあきらかな弁護士法 56 条に反する違法行為を構成し、かつ、個人情

1 報保護法違反をもってリストまで作成、交付して、神原弁護士らの提訴を前提とした、
2 金員要求の脅迫（恐喝）に加担した、同会の態様は極めて悪質であると断言できる。

3 6）その他、同裁判官意見が神奈川弁護士会と反訴原告の不当性を裏付けている事実。

4 加えて、朝鮮学校への補助金支給を巡る一連の懲戒請求書送付事案においても『公金
5 その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又
6 は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその
7 利用に供してはならない。』とする憲法89条に違反すると思料した、懲戒請求書送付者
8 の行為は、確実に法律的裏付けがあるものといえるし、前出、『原告A 準備書面 3』
9 の11頁冒頭『第2 後段「朝鮮人学校補助金要求声明」について』以降、14頁7行目
10 までに詳述されているように、反訴原告らの、「レイシズム」「人種差別」目的の行為だ
11 とする主張は失当である。

12 なお、もし反訴原告らが、懲戒請求書送付当時に、当、第6や『原告A 準備書面 3』
13 にあるような、主張がなされていないから不当だと主張するのであれば、それこそが上
14 記裁判官意見の『一般の懲戒請求者に対して上記の相当な根拠につき高度の調査、検討
15 を求めるようなことは、懲戒請求を萎縮させるものであり』（同）に相当するから失当で
16 ある。

17 上記主張（反訴原告の主張が失当なこと）に加え、本項で説示した『朝鮮学校への補
18 助金支給を巡る一連の懲戒請求書送付事案』とLAZAK関連事案についても、前項と
19 同様に、神奈川弁護士会の『個人情報保護法違反をもってリストまで作成、交付して、
20 神原弁護士らの提訴を前提とした、金員要求の脅迫（恐喝）に加担した、同会の態様は
21 極めて悪質である」と断言できる。』

22 以上が、前回期日において原告津崎が主張した『神原弁護士らが主張の根拠とする最高
23 裁判決が失当であること。』の詳細と、神奈川弁護士会による不法行為についての一部ま
24 とめである。

25 第7：神奈川弁護士会の不法行為の根幹について。

26 本、第7では、神奈川弁護士会の本件経緯における態様について前述以外の不法行為と
27 その原因について主張し、その違法、不法行為の動機について明らかにする。

1 1) 神奈川弁護士会が一部の者らによって私物化されている事の考察－ 1。

2 いうまでもなく、本件の経緯の大きな原因は、朝鮮学校無償化に関する同会の声明、
3 決議、意見書問題であり（甲 9 号証）、被告神奈川弁護士会のみならず、日本弁護士連合
4 会とその傘下弁護士会が、上記に以外にも、様々な政治的発信を行い、さらに甲 8 号証
5 にあるように、司法組織（神奈川弁護士会）が、地方行政に容喙して、三権分立を破壊
6 していることが問題の根本であると言える

7 2) 神奈川弁護士会が一部の者らによって私物化されている事の考察－ 2。

8 そもそも、弁護士会は、弁護士の自治を担保するための組織であり、左記は弁護士法
9 第 5 章の弁護士会について、第 3 1 条に『弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及
10 び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図る
11 ため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とす
12 る。』とあるように、国家、コングロマリット等、強権者と対立するような事案を扱う弁
13 護士が、左記の者らの強権によって、通常の弁護活動を萎縮させられることが無いよう
14 【自治を与える前提条件として】、弁護士が不法行為を行った場合や、法律職のとして品
15 位に欠けるような者に対して『弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督』を行う組
16 織であって、政治的発信を行う組織ではないことは明白である。

17 まして、行政に直接介入して本邦における非公共組織（朝鮮学校は、一部外国籍人の
18 ための組織であるから）への不法補助金支給を求めるなど、あってはならない事案であ
19 るといえるし、一方で上記のような政治的発信や、三権分立に反する不法行為を、会員
20 の総意であるかのごとくに行う神奈川弁護士会や他の弁護士会、日弁連の行為は、その
21 態様において一部の者らによって私物化されている結果と言える。

22 3) 神奈川弁護士会の私物化が本件経緯の重大な原因をなしたこと。

23 上記の神奈川弁護士会の者らによる私物化、つまり総意とは言えぬまでも、それに近
24 い意思表示が各所属弁護士よりなされていないにも拘わらず、各種意見や声明を頻発し
25 ていて、弁護士会が上記のような態様を行わず、弁護士自治のための本来業務に徹して
26 いたなら、本件のような事件は起きなかったことは明白である。

27 勿論、弁護士会の役員ともなれば相応の負担も生じるであろうから、私見を会の活動
28 外で述べる程度まで規制されるべきものではないが、上記のごとく、弁護士全体の総意

1 であるかのように各種発信を行なえば、政治的、思想的問題意識が一定以上ある国民が、
2 不当だと思料するのは当たり前であろう。重ねて主張するが、弁護士会は、弁護士自治
3 を担保するために『弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督』を行う組織であって、
4 政治的発信を行う、思想、政治活動のための組織ではないのである。

5 4) 神奈川弁護士会の私物化され、その基本機能をはたしていないこと。

6 前項までの私物化の結果、たとえば神原弁護士の如くの（甲6号証にあるような）品
7 位に欠ける行為が放置され、違法デモ妨害を自白（甲16-6号証）した、同人の行為
8 に何ら対応も行われず、会自らも金員要求行為に加担する個人情報保護法違反と、会規
9 にすら反するリスト化、同交付を行うといった、惨憺たる態様を呈しているのである。

10 5) 上記の結果から導かれる、神奈川弁護士会の不正状態。

11 神奈川弁護士会が私物化され、政治的主張、しかも本邦国民に利する事のない、ある
12 いは日本国民を逆差別（各種学校等は補助金の対象外である）する声明その他を頻発し
13 ている事に疑問を覚え、さらに不当、不法で、存在意義に反しているとして、持てる【合
14 法的手段】である懲戒請求によって、私物化している者らを対象とする懲戒請求書を送
15 付し、私物化している者らを懲戒することで、同会が本来の業務を行なえるように試み
16 た本件懲戒請求書送付者であるのだが、既述のとおり、法律職を統括、指導するという、
17 神奈川弁護士会がその性格から懸絶した、様々な違法行為と不法行為を働いて、懲戒請
18 求書送付者らの個人情報を違法開示して本訴の請求原因を作出したのである。

19 6) 以上から導かれる神奈川弁護士会の本件に係る違法行為の【動機】についての推測。

20 上記の経緯を観察すると、そもそも、法的存在意義に反する政治活動を頻繁に行って
21 いた神奈川弁護士会は、懲戒請求書送付者らの行為を、自己ら、つまり弁護士会を私物
22 化している者らへ不当行為と断じたのである。

23 さらに、かかる正当で適法な行為（私物化を許さぬ懲戒請求書送付者に）に対して“未
24 必の故意”による【報復を試みた】のが、本項冒頭で示した【神奈川弁護士会の動機】
25 であると推測するのである。

26 そうでなければ、本件経緯について説明がつかないので、未必の故意による報復につ
27 いて、項を改め次項以下に説示する。

7) 神奈川弁護士会が私物化の結果放置された神原弁護士の態様を奇貨として本件経緯を企てた可能性。

本件経緯を、本書における記述を基に観察すれば、神原弁護士の弁護士としてあるまじき不当な態様を放置した理由は不明であるが、少なくとも爾後の、神原弁護士への（会規違反の）リスト作成をとまなうような、違法個人情報開示は、同人が懲戒請求書送付者への何らかの膺懲に準ずる行動を起こす期待した結果であることが強く推測される。

繰り返すが、爾後の、訴訟提起を前提とする金員要求書面を当事者に送付すること、つまり公益通報者の個人情報を被通報者に開示し、被通報者が、公益通報者に通報の事実をもって金員を要求するなどは、懲戒制度に全く反するものであることを、弁護士会が理解していない筈はなく、かかる行為のもととなる個人情報をリストまで作って被通報者に開示し、爾後も放置・黙認（秘匿処置、閲覧制限すら不指導のまま）する同会の態様は、詳細はともかく神原弁護士らが、懲戒請求書送付者に対して何らかの行動をおこすことを少なからず期待していた結果と推測されるから、原告らは前項で、未必の故意による報復の可能性を主張したのである。

また、同会がそのよう意図はなかったと主張するのであれば、それはそれで重大な過失であり、同会の不当さが強く加重されるものといえる。

もし同会が、本来の弁護士会としての機能、『弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行う』をはたしていれば、被告三弁護士ら、特に神原弁護士の態様から、神原弁護士が懲戒請求書送付者に何らかの報復行為を行うことは、十二分に予見可能、つまり準備書面4の3頁、項目6) および、同7頁～9頁最後まで、項目12) のような、神原弁護士の態様から、同人の本件における不当行為を予見可能であることは論をまたない。

特に、同書面の同12) 項に（7頁12行）、において指摘した『法律しばき』（甲16号証一1）など、法による暴力を示唆している神原弁護士の態様からすれば、今回の同人の行動を何ら予見しなかった神奈川弁護士会の過失は重大である。

8) 神奈川弁護士会の未必の故意と被告三弁護士の不法行為のまとめ。

上記を時系列にそってまとめると以下のようなになる。

- イ) 神奈川弁護士会は個人情報保護法違反の会規を定め、神原弁護士は反社会組織に所属して原告津崎のデモ以外にも違法妨害を扇動するなど不法な態様を示し（準備書面 4 及び、原告 A 準備書面 2 に詳述）、他の被告 2 弁護士は L A Z A K なる不当弁護士組織で、日本の主権に反する行為を行っていた。
- ロ) 上記に加え、神奈川弁護士会は、一部の者らによって私物化され、本来業務とは無関係な政治的主張を、会長声明、決議、意見、さらに、警告書なるものをもって頻発し、三権分立を破壊する行政に介入までおこなっていた(る)。
- ハ) 上記の神奈川弁護士会の私物化による不法な状態に対して、私物化を行っている者らと、所属弁護士の被告三弁護士、特に、神原弁護士の態様が懲戒請求に値すると思料した原告らのみならず、上記を問題視する国民が懲戒請求書を送付した。
- ニ) すると、神奈川弁護士会は上記、会長声明その他に対する懲戒請求書送は、懲戒請求制度にそぐわないなどと詭弁を弄して、無視するのみならず、制度の遡及適用をもって不法処理し、もともと違法であった会規を、事後改悪しさらに遡及適用し、加えて会規に無いリスト化までおこなって、被告三弁護士らに、懲戒請求書送付者の個人情報を違法に開示した。ここまでの違法行為を行う被告神奈川弁護士会は、個人情報の開示による、【なんらかの効果】を期待していたと思料せざるを得ない。
- ホ) 違法個人情報開示は、前項の神奈川弁護士会の態様に異を唱えたもの、つまり弁護士会を私物化している者らに対して批判的な、原告ら懲戒請求書送付者に対する意趣返し、極めて違法性の高い（もともと違法な会規を改悪し、遡及適用している事実において）悪質極まりない、個人情報開示・交付であった。
- ヘ) 上記までの経緯によって個人情報を取得した、被告三弁護士は懲戒請求書送付者らに対して、提訴を前提とする、つまり『法律しばき』を行う旨、脅迫して、適法行為、つまり『広く一般の人に認められていることを基盤とする弁護士懲戒制度』を行ったものから金員をせしめた。
- ト) さらに神原弁護士は上記経緯及び、以前にも、自らの不当な意に反する、つまり正当な批判的意見（同人の弁護士として有り得ない態様）を示す原告らや、原告ら近い思想の持ち主らに対し、ツイッター等を用いて侮辱するのみならず、脅迫

1 を行い（甲 6 号証③、④）、さらに虚偽申立（原告 A 準備書面 3、2 頁第 1 に
2 詳述）加えてデモの違法実力妨害（同、7 頁 3 行目以下、項目（イ）の前まで）
3 を行っていた。

4 チ）被告ら上記の、余りに不当、不法、違法な態様が法律職、あるいは法律職を統括
5 する組織として有り得ないし、現にリストにより金員要求書面が送達されたり
6 の被害が続出したので懲戒請求書送付者らは本訴提起に及んだ。

7 リ）すると被告神奈川弁護士会は不当な詭弁を弄して自らの違法行為を認めず、神原
8 弁護士、宋弁護士に至ってはひとりあたり 1 億 5 千万円以上の損害という、不当
9 反訴を提起するのみならず、請求の趣旨追加申立書によって訴額のさらなる不当
10 拡張を企てた。

11 以上が、本件の経緯と被告らの違法、不法行為の時系列的まとめであるが、上記経緯
12 のいったい何処に、神奈川弁護士会及び被告三弁護士らの正当性を示す要件があるので
13 あろうか？ 答えは【皆無】であることに加え、同会は未だに、神原弁護士や、懲戒請
14 求書送付者関連裁判の当事者（既出の訴外嶋崎量弁護士ら）である弁護士らに対し、自
15 らが不当作成、不当開示したリストに対する、秘匿処置、閲覧制限の指導を行っておら
16 ず、このことは本項の項目（二）において、原告らが主張した、『個人情報違法開示に、
17 【なんらかの効果】を期待していたと思料せざるを得ない』事を裏付ける状態であると
18 断じることができる。

19 さらに、本、第 7 の標題には『神奈川弁護士会の不法行為の根幹について』とした原
20 告らであるが、特に、上記の時系列的経緯を再度観察すれば、被告らの態様は違法、不
21 法、不当な事案ばかりであり、一方で原告らは『懲戒請求が何人にも認められているこ
22 との趣旨及び懲戒請求は懲戒審査手続の端緒にすぎないこと、並びに、綱紀委員会によ
23 る調査が前置されている』懲戒制度を【合法的】に行つたに過ぎないのであるから、左
24 記によって、本件の判決は、原告らこそ、正当性、つまり【法理】があることが請求
25 の趣旨が認められることによって示されるべきであり、反訴は勿論棄却されるべきであ
26 る。

27 第 8：神原弁護士の不当な態様の一部補強について。

1 1) 本書 第5の項目 2) で指摘したように神原弁護士は、『最終的には請求者全員に裁
2 判所までお越し頂きたい』とツイッター上で(2018年5月9日付、甲23号証)、世
3 界に向かって予告し、さらに同月11日には『その一方で個別訴訟は「ロシアン・ルー
4 レット」方式で継続すればよい。』(甲6号証④)とした同人らは、準備書面の4、11頁、
5 項目17)と、原告A準備書面2の10頁、項目14の『～損害の主張関連…損害が填補
6 済みであること～』にある、女性一人を訴えて(以降「みせしめ裁判」という)棄却の
7 判決を受け、控訴しなかったことによって、同人らの提訴が不当であることが確定した
8 1件の事件以外に懲戒請求書送付者に対する訴訟を提起していない。

9 『全員に裁判所までお越し頂きたい。』『訴訟は～継続すればよい。』としながら、みせ
10 しめ裁判の1件以外、残る全員への訴訟は継続されていないどころか提起すらしていな
11 いのである。

12 上記を鑑みると、神原弁護士は、本件反訴をもって『全員に裁判所までお越し頂きた
13 い。』『訴訟は～継続すればよい。』の代用としている可能性が強く疑われるのだが、もし
14 そうであるなら、その代用は失当である。

15 なぜなら、同人はすでに、上記の『同人らの提訴が不当であることが確定した1件の
16 事件』つまり、見せしめ裁判において一人の懲戒請求書送付者を訴えているのであるか
17 ら、当該裁判の被告を、一般不法行為(民法709条)として訴訟提起したことになり、
18 一方で、本件反訴は、懲戒請求書送付者らによる選定者(しかも選定者は当事者ではな
19 い)が、原告を選んでの事件に対する反訴であるから、強いて当て嵌めを行なえば民法
20 719条の共同(不法)行為であり、であれば、上記の見せしめ裁判と本件反訴との間
21 には、一般(不法)行為と共同(不法)行為には相反があり、本件反訴をもって全員に
22 裁判所までお越し頂きたい。』『訴訟は～継続すればよい。』の代用とすることは不可能で
23 ある。

24 本件の反訴では、反訴状において選定者ごとの請求原因が示されていない以上、選定
25 者全員を同一の請求原因で訴えていることになるのだから、共同(不法)行為としての
26 訴えであり、上記の『当該裁判の被告を、一般不法行為(民法709条)として訴訟提
27 起したこと』と相反する訴訟行為であるから、代用は不可能である。

28 以上のような整合性のない訴訟行為を行なう神原弁護士は法律職として全く不当なも
29 のといえ、その不当性が加重されるのである。

2) さらに、神原弁護士は、上述の甲 6 号証④において『一定期限内に和解が成立しない人たちについては、一斉に虚偽告訴罪で告訴と方法も検討に値する。』としているのであって、このことはその文言だけでも、脅迫罪（刑法 222 条）の懲戒請求書送付者の名誉に対する害意を告知することに相当するからこそ、原告らは訴状において『② 本件流用脅迫』（訴状 5 頁）としたのであり、神原弁護士は、請求の趣旨追加申立書等において『脅迫ではない。』としている主張は失当である。

3) 被告神原、宋弁護士は、反訴状に選定者、懲戒請求書送付者のリストを証拠として添付し、さらに今回の請求の趣旨追加申立書にも、別紙 7 として、選定者目録を添付し、選定者らの氏名を記載している。これは二重の意味で個人情報保護法違反にあたる。

つまり、反訴提起の時点で選定者らは、選定当事者を選定した者達であって、裁判の当事者ではないから、その名前を裁判記録で閲覧可能とすることは個人情報保護法違反である。

加えて今回の請求の趣旨追加申立書において選定者の氏名のリストを公表したことは、さらなる個人情報保護法違反を重ねたこととなり、両名の法令違反は加重されている。

第 9：本書の結語。

被告らは本書で述べたように様々な違法行為と、法律職団体、あるいは弁護士という法律職として有り得ない不当な態様によって、原告らに損害を与えた。特に本書、第 7 の 8) の イ) ～ リ) に示した神奈川弁護士会の態様は、通常人である原告らでも簡単に指摘可能な程に不当不正なものであり、さらに、原告 A 準備書面 2 に示された神原弁護士の違法行為は特段に悪質であり、法律職はおろか人間としても有り得ないものである。

そして、本件提訴に至る一連の経緯は弁護士会および弁護士連合会が、『弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行う』ことが前提の弁護士自治を神奈川弁護士会みずから破壊しているのだから、弁護士懲戒制度の萎縮にとどまらない、日本の司法の根幹にかかわる重大な事件である。

改めて主張するが、懲戒請求書を送付すると、請求書対象者から訴訟を提起されたり、弁護士会の態様が不当、不正だと思料したものが弁護士会を懲戒請求しようとする、制度にそぐわないなどとされるのであれば、弁護士業界の不正を正す手段は完全に閉ざされ

1 てしまうことになり、現に神原弁護士のような者の違法、不法行為が野放しにされている
2 のであり、懸る状態は弁護士業界が無法状態になっていることのあらわれである。

3 上記の状態は全く異常であり、他の士業においては、業界毎の懲戒制度により一定の業
4 界秩序が保たれていると思料したからこそ、原告らは訴状において『④ 被告らの違法
5 性及び共同責任を加重させる事情 ア 他士業における懲戒制度の運用実態との比較（弁
6 護士懲戒制度の運用実態の異常性及び弁護士会と弁護士全般の帰責性）』としたのであつ
7 て（訴状14頁）、本件においては弁護士業界の適正なありかたについて、厳正な審理が
8 行われるべきである。

9 上記が審理されたうえで弁護士業界の不当な状態が是正されるべく、本訴請求の趣旨は
10 全面的に認められ、反訴は棄却されるべきであることをもって、本書の結語とする。

11 ー 以 上 ー